

# 男女共同参画社会の実現を目指して

2020年7月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364

(新型コロナウイルスの影響により、本来は6月発行の予定でしたが、7月発行となりました)



## ～男女共同参画社会とは～



男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日施行）第2条に「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定められています。

短くまとめると「性別を問わず自分らしく、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会」のことです。

### 職場に活気

働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保されることによって、個人が能力を最大限に発揮され、経済活動の創造性が増し、生産力が向上される

### 家庭生活の充実

家庭と仕事の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことによって、家族のパートナーシップの強化や男女がともに子育てや教育に参加できる

### 地域力の向上

男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参画することによって、地域の活性化・暮らしの改善・子どもたちが伸びやかに育つ環境が実現される



忠岡町男女共同参画計画（平成23年3月より実施）におきましては、「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会づくりを目指す」（“第3章 1. 計画の基本理念”より抜粋）と謳われています。

（裏面に続く）

この男女共同参画社会の実現のため、行政（国や自治体）と国民にはそれぞれ果たすべき役割が定められています。

行政の役割：男女共同参画社会の策定  
社会づくりのための施策の実施

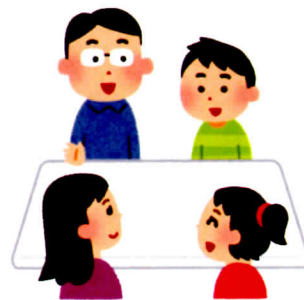
国民の役割：社会づくりへの協力

行政が社会づくりのための施策に力を尽くしたとしても、国民の協力がなくては成り立ちません。

【国民の役割】というのはかなり重要なポイントとなっているのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症により、テレワーク等の働き方や日常生活について大きな変化がありました。新しい生活様式も提唱される中、今までの生活では起こらなかったような様々な問題が出てきているかもしれません。

《個人がお互いを尊重し合い、協力し合う》社会の実現のために、まずは家族の間で改めて話し合う機会を作ってみては如何でしょうか。



秘密は守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

<p>★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8：30～17：15（土日祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911 9：00～17：00（土日祝日・年末年始は除く）</p>
<p>★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8：30～17：15（土日祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★DV相談+ ☎0120-279-889（24時間ホットライン） <a href="https://soudanplus.jp/">https://soudanplus.jp/</a>（メール・チャットも可）</p>
<p>★インターネット人権相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a>（24時間利用可能）</p>	<p>★性暴力被害相談【大阪SACHICO】 ☎072-330-0799（24時間ホットライン）</p>
<p>★（女性相談）サポートカウンセリングルーム 【ドーンセンター】 ☎06-6910-8588（お問い合わせ・ご予約先） 火～金曜日：13：30～18：00                   18：45～21：00 土・日曜日：9：30～13：00                   13：45～18：00 （土日以外の祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★働く女性の全国ホットライン ☎0120-787-956（無料相談） ☎03-6803-0796（有料相談） 1時間2000円前払い 毎月5・10・15・20・25・30日 平日：18：00～21：00 土日祝日：14：00～17：00 ☎06-6948-6300 &lt;繋がらない場合&gt;</p>
<p>★男性のための電話相談【ドーン財団】 ☎06-6910-6596 第1・第4水曜日：16：00～20：00 第2・第3土曜日：16：00～20：00 （祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★大阪府人権相談窓口 ☎06-6581-8634（祝日・年末年始は除く） （平日相談）月～金曜日：9：30～17：30 （夜間相談）火曜日：17：30～20：00 （休日相談）第4日曜日：9：30～17：30</p>